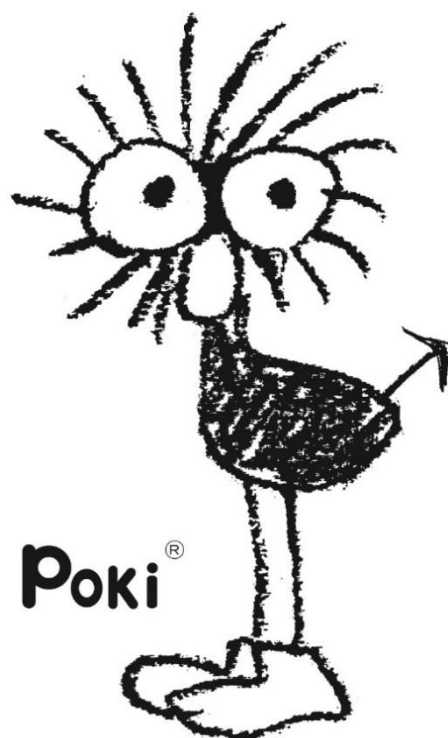


令和7年度入所用

学童保育所 入所案内



© 2001 スタジオジブリ

三鷹市子ども政策部児童青少年課

〒181-8555 東京都三鷹市野崎 1-1-1 (本庁舎4階 41 番窓口)

0422 (29) 9671

ホームページ <http://www.city.mitaka.lg.jp>

学童保育所の入所申込みにあたっては、必ず本入所案内をお読みいただき、記載内容をご確認のうえ、申込みを行ってください。

前年度との主な変更点	1
1 学童保育所の概要	2
2 入所できる要件	6
3 入所までの流れ	8
4 入所申込み	10
5 入所審査	17
6 障がいのある児童の入所申込みについて	18
7 入所承認期間	22
8 退所	24
9 申込み取り下げ・辞退	24
10 学童保育所の利用にあたって	25
11 学童保育所申込に関するQ & A	28
● 三鷹市学童保育所入所審査基準表	29
● 学童保育所一覧	32
● 学童保育所区域一覧	33
● 随時受付における申込期間	36

◇同封している書類

三鷹市学童保育所入所申込書【3枚複写】	1部
マイナンバー関係資料貼付用紙	1枚
就労証明書	2枚

※エクセル版をご利用の方は三鷹市ホームページからダウンロードしてください。

学童保育所入所申込みににおける確認書	1枚
理解のための資料（障がいのある児童）	1枚

◇その他の関連様式

以下の書類は三鷹市ホームページからダウンロードして使用してください。

・復職証明書

学童保育所入所申込みに関連する様式等はすべて三鷹市ホームページからダウンロードが可能です。本入所案内に同封していないものについてはダウンロードして使用してください。

URL : https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/110/110228.html

三鷹市 学童

検索

または



前年度との主な変更点

1 一小学童保育所C（仮称）の開設について

令和7年4月から一小学童保育所C（仮称）を開設することとなりました。それに伴い、一小学童保育所Bについて通所区域が変更となります。33 及び 34 ページの「学童保育所区域一覧」に従い、入所申込を行ってください。

2 区域について

南浦小学童保育所B、北野小学童保育所AB、連雀学園学童保育所について通所区域が変更となります。33 及び 34 ページの「学童保育所区域一覧」に従い、入所申込を行ってください。

3 就労証明書について

こども家庭庁が作成する就労証明書（標準的な様式）を使用しています。令和6年度入所用とは内容が異なりますので必ずこども家庭庁作成の就労証明書（標準的な様式）をお使いください（昨年度から引き続き保育園等の『就労証明書』と同じ様式となります。）。

学童保育所に関する申請と保育園に関する申請は担当課が異なるため、必ずそれぞれの担当課にご提出ください。なお、就労証明書様式の変更に伴い、「保育士資格又は幼稚園教諭免許をお持ちの方が対象施設で勤務している場合」及び「三鷹市内の介護施設で介護職として勤務している場合」について資格を証明する書類の提出が必要となります（詳細は14～16 ページ保護者等の状況を確認する書類をご確認ください。）。

4 申請受付について

令和7年度入所分について、申請の受付方法を次のとおり変更します。

- ・ 1次受付の方法が郵送又は児童青少年課設置の提出BOXのみとなります。

郵送又は児童青少年課設置の申込箱への投函

※児童青少年課窓口での受付及び審査は行いません。

※学童保育所設置の申込箱での受付は行いません。

- ・ 2次受付及び随時受付

市ホームページから電子申請

※郵送及び窓口での受付は行いませんのでご注意ください。

5 提出書類について

「勤務場所が居宅外である方が、就労（予定）証明書において勤務場所が証明できない場合（事務所等が自宅であるが、月12日以上居宅外での勤務がある場合等）」に「月12日以上居宅外での勤務があることが分かる資料の写し」の提出が不要になります。居宅外・居宅内は「就労証明書」の「本人就労先事業所」で確認します。

1 学童保育所の概要

1 学童保育所

学童保育所は、保護者が就労・病気などの理由により家庭において十分に育成できない小学生を対象として、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした施設です。三鷹市では小学校第1学年～第3学年（障がいのある児童は第4学年）の児童を対象としています。

三鷹市の学童保育所は、三鷹市学童保育所条例に基づいて、市が設置した学童保育所（一覧は32ページ参照）において、三鷹市が指定した指定管理者が管理・運営を行っています。

2 開所日

学童保育所の開所日は月曜日～土曜日です。

（休所日）

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 年末年始（12月29日～1月3日）
- ④ 市長が特に必要と認めた臨時休所日

3 育成時間

通常育成時間

学校の授業のある日（月曜日～金曜日）	下校後～午後6時
学校休業日（土曜日・長期休業期間等）	午前8時30分～午後6時

延長育成時間

学校の授業のある日（月曜日～金曜日）	午後6時～午後7時
学校休業日（土曜日・長期休業期間等）	午前8時～午前8時30分 午後6時～午後7時

	午前8時	午前8時30分	下校時	午後6時	午後7時
授業のある日			通常育成	延長育成	
学校休業日	延長育成	通常育成		延長育成	

※午前8時30分より前に入室した場合、及び午後6時を超えた時点で学童保育所に在室している場合は、延長育成料が発生します。登所・降所の時刻にご注意ください。

4 育成内容

- (1) 放課後の遊びを中心とした集団生活の場です。
- (2) 学年の異なる児童が仲間となって活動します。
- (3) 集団生活の中から、社会性など健全な育成を図ります。
- (4) 2人以上の放課後児童支援員（学童指導員）が健康・安全・情操・生活習慣等に配慮して育成に当たります。

5 育成料等

(1) 金額等について

	金額	納付方法	納期限
育成料	月額 6,000 円	口座振替 (市で徴収)	毎月末日
延長育成料	1回30分ごとに200円		翌月末日
おやつ代	月額 1,500 円	口座振替 (学童保育所で徴収)	学童保育所により異なる

※育成料及びおやつ代については月額での納付になりますので、出席日数により減額されることはありません。

※育成料については、途中入所及び途中退所した場合にも当該月は6,000円の納付額となります。返金等はありません。

※育成料とおやつ代は納付方法が異なりますのでご注意ください。

※令和7年度から育成料等の改定を検討しています。

(2) 納付方法（育成料及び延長育成料）

- ア 育成料の納付方法は原則、口座振替です。なお、口座振替による振替日は毎月末日（末日が金融機関の休業日にあたる場合には、その翌営業日）です。
- イ 口座振替ができない場合は、納付書を郵送します。納付書記載の金融機関等で納期限までに確実に納付してください。
- ウ 延長育成を利用した場合は、その月の実績をもとに翌月末までに金融機関等にてお支払いいただきます。

(3) 育成料等の減額及び免除

ア 減額及び免除の対象

① 育成料

対象		減免額
1	同一世帯で2人以上の児童が入所している世帯	2人目から学童1人につき 月額2,500円減額
2	ひとり親家庭等医療費助成制度医療証の交付を受けている世帯	月額2,500円減額
3	生活保護受給世帯	全額免除
4	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	全額免除
5	令和6年度の市区町村民税が非課税世帯	全額免除
6	令和6年度の市区町村民税の額が均等割額 のみの世帯	月額2,500円減額

② 延長育成料

「① 育成料」の対象3、4又は5に該当する場合は、延長育成料についても全額免除の対象となります。

＜おやつ代の免除について＞

上記「① 育成料」の対象3、4又は5に該当する場合は、おやつ代についても全額免除の対象となります。

イ 申請方法

減免申請についての詳細は、入所決定通知書に同封する書類をご確認ください。

ウ 注意事項

- ① 減免申請は年度ごとの申請です。前年度に減免に該当した場合も、あらためて減免申請書の提出が必要になりますのでご注意ください。
- ② 減免の適用は、申請を受理した月からの適用となります。さかのぼっての減免はできません。郵送での受付の場合、減免申請書が市役所に届いた日が申請日（受付日）となります。申請日によって減免開始月が変わりますのでご注意ください。
- ③ 減免の対象事由に2つ以上該当する場合、重複しての申請はできません。
- ④ 世帯状況や課税状況の変更等により減免理由が消滅する場合は、減免理由消滅の事実が発生した翌月から育成料をお支払いいただきます。
- ⑤ 減免理由（対象）が変更となる場合は、再度減免申請が必要になります。
- ⑥ 減免の内容は変更される場合があります。

6 延長育成

(1) 利用する条件等

- ア 利用する条件は、保護者の就労、疾病等とします。
- イ 午後6時以降の利用については、保護者等の迎えを条件とします。また、夕食、おやつ
の提供はありません。
- ウ 申込者がいない場合は、延長育成は実施しません。

(2) 延長育成料及び申込み

ア 延長育成料

利用区分	延長育成料
①午前8時～午前8時30分	児童1人につき 200円
②午後6時～午後6時30分	児童1人につき 200円
③午後6時～午後7時	児童1人につき 400円

※上限額について

- (ア) 利用区分「①」に係る延長育成料が児童1人1月につき2,000円を超えるときは、2,000円とします。
- (イ) 利用区分「②」及び「③」に係る延長育成料が児童1人1月につき4,000円を超えるときは、4,000円とします。
- (ウ) (ア)及び(イ)の合計額が児童1人1月につき5,000円を超えるときは、5,000円とします。
- イ 月ごとに利用実績を確認のうえ、児童青少年課より別途請求しますので、口座振替又は納付書にてお支払いください。
- ウ 延長育成の利用を希望される方は、学童保育所より配布される「三鷹市学童保育所延長育成利用予定表兼実績票」に記入のうえ、各学童保育所に提出してください。
- エ 午前8時30分より前の登所及び午後6時を過ぎた降所については、事前申込がない場合でも延長育成の対象となり、延長育成料の納付が必要となります。

※令和7年度から延長育成料の改定を検討しています。

(3) 延長育成利用の確認方法

- ア 午前8時から午前8時30分までの実績確認
連絡帳へ「朝の延長育成利用」を明示しますのでご確認ください。
- イ 午後6時から午後7時までの実績確認
保護者等の迎えの際、「三鷹市学童保育所延長育成利用予定表兼実績票」へ確認のサインをお願いします。

2 入所できる要件

1 学童保育所に入所できる児童

次の全ての条件に該当する小学校第1学年から第3学年の児童（障がいのある児童は第4学年まで）は入所申込みができます。

- （１） 原則として三鷹市民であること
※三鷹市へ転入予定の児童も申込み可能です。
- （２） 保護者の就労・病気その他の理由により家庭において十分に育成できない（支援が受けられない）児童
※保護者の状況については「2 保護者の状況」によります。
- （３） 健康であり、集団生活を行うことができる児童

※障がいのある児童の入所要件については、異なる部分がありますので、18 ページ「6 障がいのある児童の入所申込みについて」を必ずご覧ください（第4学年の障がいのある児童については、第3学年において学童保育所に入所している児童が入所申込の対象となります。）。

2 保護者の状況

保護者の就労・病気その他の理由により家庭において十分に育成できない（支援が受けられない）状況とは、下表に掲げる状況により、月12日以上かつ、日中4時間以上（午後1時～午後6時の時間帯に3時間以上を含む。）児童の育成ができない状況であることが該当します。「三鷹市学童保育所入所審査基準表」（29～31 ページ参照）と合わせてご確認ください。

保護者の状況	要件
就労 （予定含む）	勤務日数が週3日以上又は、月12日以上で、その勤務時間が日中4時間以上かつ午後1時～午後6時の時間帯に3時間以上勤務すること（午後4時以降の勤務が要件） ※ 勤務時間は、休憩時間を含む就労規則上の時間とします。時間短縮制度を取得する場合は、時間短縮制度取得時の勤務時間とします。 ※ 勤務時間に、通勤時間及び残業時間は含みません。 ※ 育児休業中の場合は、家庭での育成をお願いします（産前産後休暇の期間は、継続して入所いただけます。）。 <u>ただし、育児休業中の場合で令和7年8月末日までに職場復帰が可能な場合のみ、第1次及び第2次受付において申込みが可能です。</u> <u>なお、入所日は復職する月の前月の1日からとなります。</u>
疾病・障がいのある方	家庭での育成に支障が生じている方

保護者の状況	要件
看護・介護	所要日数が週3日以上又は、月12日以上で、その所要時間が日中4時間以上（午後1時～午後6時の時間帯に3時間以上を含む。）
就学又は技能訓練（予定含む）	就学又は技能訓練日が週3日以上又は、月12日以上で、その就学時間が日中4時間以上（午後1時～午後6時の時間帯に3時間以上を含む。） ※ 就学時間に、通学時間は含みません。
求職	求職活動中であり、所要日数が週3日以上又は、月12日以上で、その所要時間が日中4時間以上（午後1時～午後6時の時間帯に3時間以上を含む。） ※ <u>入所した日から3か月以内に就労を開始し、3か月以内に就労証明書を提出してください。</u> ※ <u>同要件による入所は年度内に1回のみ可能です。</u>
その他	明らかに家庭において十分に育成できない（支援が受けられない）状況にあると認められる場合

上記要件は、同居している親族（祖父母等同居している学生以外の親族等）についても保護者と同様に必要です。なお、入所承認日時点で、18歳未満及び65歳以上の方は必要ありません（保護者を除く。）。

3 入所申込みできる学童保育所

児童の安全面への考慮と健全育成の観点から、お住まいの住所により入所申込みができる学童保育所を定めています。必ず「学童保育所区域一覧」（33～34 ページ参照）に従い入所申込みを行ってください。

指定校変更の予定がある場合は、変更後の学校の学童保育所へお申し込みください（35 ページ参照）。

ただし、住所地の学童保育所に入所できなかった場合、通学している学校の学童保育所で、住所地と異なる学童保育所や分室への入所決定となる場合があります（A・B・C・D・分室等の異動を行っての入所）。

住所地と異なる学童保育所や分室に入所決定した場合、住所地の学童保育所に空きが生じても当該年度中は学童保育所の変更はできません。また、次年度の入所申込みは、「学童保育所区域一覧」に従って申込みを行うことになります。

<注意事項>

- ◇ 入所申込みの状況によって、学校等と連携し、『分室』を整備する場合があります。その際は、「学童保育所区域一覧」に掲載の学童保育所ではなく、整備した『分室』に入所決定することもありますのでご承知おきください。

3 入所までの流れ（4月1日入所）

入所案内配布 令和6年9月中旬



配布場所 子ども政策部児童青少年課（市役所4階）
三鷹市社会福祉協議会事務局、各市政窓口、
市内学童保育所、市内公・私立保育園、市内幼稚園
※三鷹市ホームページからもダウンロードできます。

第1次受付

令和6年10月1日（火）～令和6年10月21日（月）消印有効

第2次受付（電子申請）

令和6年12月2日（月）～令和7年1月5日（日）

随時受付（電子申請）

令和7年2月1日（土）以降

書類に不備があった場合

受付後、『学童保育所入所申込不足書類等確認票』を送付します。記載された提出期限（受付期間とは異なる）までに不足書類をご提出ください。

障がいのある児童の受付については「6 障がいのある児童の入所申込みについて」（18～21ページ）をご確認ください。



申込期間や申込方法の詳細は「4 入所申込み」（10ページ）をご確認ください。
※本入所案内の記載事項をご確認いただいたうえでお申込みください。
※申込み書類に不備があると審査できませんので、本入所案内を十分ご確認ください。

第1次受付期間に申込みをされた方を対象に第1次審査を行います。

第1次審査（調査・確認） 第1次受付期間終了後



各学童保育所の受入上限人数に応じて、
入所審査を行います。詳細は「5 入所審査」へ（17ページ）

入所決定

入所決定に至らなかった場合は申込学童保育所で入所保留となります。
保留順位は入所審査基準の指数の高い方が上位となります。



入所審査結果の発送（第1次審査分） 令和7年2月上旬

第2次審査（調査・確認） 第2次受付期間に申込みをされた方を対象に第2次審査を行います。



第1次審査と同様に調査・確認・審査を行います。
ただし、すでに第1次審査で定員に達した場合は入所保留となります。
また、第2次受付期間の申込状況により、申込みをしても入所保留となる場合があります。なお、保留については、第1次審査保留者の次からの順位となります。

入所審査結果の発送（第2次審査分） 令和7年2月中旬

随時受付期間開始 令和7年2月1日（土）以降



第2次受付期間までに申込みをされた方を優先に入所決定となります。
新年度の4月1日からの入所を希望する場合は、2月28日（金）までにお申込みください。
なお、第2次受付同様、すでに定員に達している場合は、入所保留となります。

入所審査結果の発送（随時受付分） 令和7年3月中旬以降

入所説明会 各学童保育所にて実施

令和7年3月1日（土）予定



※随時受付の場合は入所日前に別途、説明会を実施します。

入所

令和7年4月1日（火）からの入所となります。

4 入所申込み

※障がいのある児童の入所申込みは 18 ページもあわせてご覧ください。

※現在在籍している児童も入所申込み（入所審査）は毎年必要です。

※障がいのある児童の受付は「6 障がいのある児童の入所申込みについて」（18 ページ）もあわせてご確認ください。

- 第 1 次及び第 2 次受付では、令和 7 年 4 月 1 日入所希望者を対象に受付を行います。
育児休業中の方は、令和 7 年 8 月末日までに職場復帰が可能な場合のみ申込みが可能です。第 1 次及び第 2 次審査において入所審査を行います。入所日は復職する月の前月の 1 日からとなります。なお、復職後は 1 か月以内に「復職証明書」を提出してください。
申込み後に育児休業期間の延長等があった場合で、復帰時期が未定となる場合は申込の辞退が必要です。復帰日決定後に復帰時期に合わせて再度お申込みください。
- お申込み前に兄弟姉妹を含めて滞納がないことをご確認ください。滞納がある場合は入所保留となりますのでご注意ください。

1 入所申込みに必要な書類（第 1 次受付）

封筒に書類を入れてお申し込みください（入所案内が封入されていた封筒もお使いいただけます）。

- (1) 三鷹市学童保育所入所申込書（3 枚複写のもの）

※三鷹市ホームページからダウンロードする場合は 1 枚で可

- (2) マイナンバー関係資料貼付用紙

- (3) 保護者等の状況を確認する書類

同居している保護者等（祖父母等同居している学生以外の親族を含む）全員分の書類が必要です。なお、入所承認日時点で 18 歳未満及び満 65 歳以上の方は必要ありません（保護者を除く。）。

- (4) 学童保育所入所申込みにおける確認書

入所申込みに必要な資料は、本入所案内に同封しているほか、三鷹市ホームページからダウンロードすることができます。

三鷹市トップページ→子育て・教育→学校・教育「学童保育所」



2 第1次受付（4月1日入所）

期間		令和6年10月1日（火）～令和6年10月21日（月）
申込方法 いずれかの方法でお申し込みください。	郵送	申込期間中に児童青少年課あてに郵送してください。 ※10月21日（月）消印有効 ※投函日ではなく消印の日付です。ご注意ください。
	直接持参	学童保育所入所申込箱への投函 ＜設置場所＞ ・市役所本庁舎 4階 児童青少年課窓口（41番窓口） ＜設置時間＞ ・平日 午前8時30分～午後5時00分 ※直接持参の場合でも児童青少年課窓口での受付及び審査は行いません。 ※学童保育所での受付は行いません。

＜注意事項＞

- （1） 第1次受付期間に申込みをされた方を対象に、入所審査基準表（29～31 ページ参照）にもとづき第1次審査を行います（先着順ではありません。）。
- （2） 申込みする児童が複数いる場合は、保護者の状況を確認する書類の原本は申込みいずれかの児童に添付してください。その他の児童については、写し（コピー）の提出で構いません。
- （3） 申込み内容等に不備があった場合は電話でお問合せさせていただくことがあります。
- （4） 第1次受付は10月21日（月）締め切りです。郵送でのお申込みの場合は 10月21日（月）消印有効です。投函日ではありませんのでご注意ください。締切日の翌日以降の消印で届いた場合は、いかなる理由でも受付できません。第2次受付以降で改めてお申し込みください。
- （5） 申込みの際は、必ず封筒に書類を入れてお申し込みください（入所案内が封入されていた封筒でなくても結構です。）。

3 第2次受付（4月1日入所）

期間	令和6年12月2日（月）～令和7年1月5日（日）
申込方法	市ホームページから電子申請

<注意事項>

- （1） 第1次受付期間を過ぎて、第2次受付期間に申込みをされた方を対象に第2次審査を行います（先着順ではありません。）。
- （2） 第1次受付において、すでに定員に達している場合は入所保留となります。
- （3） 入所申込に必要な書類について「保護者等の状況を確認する書類」は電子申請の場合でも同様の書類をご用意いただく必要があります。

※第2次受付及び随時受付は三鷹市ホームページから電子申請による申込みとなります。
詳細は11月頃から市ホームページに掲載します。

第2次受付及び随時受付の詳細はこちらから。

三鷹市トップページ→子育て・教育→学校・教育「学童保育所」→令和7年度学童保育所入
所受付（第2次及び随時）について



4 随時受付

令和7年4月1日 入所申込期間	令和7年2月1日（土）～令和7年2月28日（金）
令和7年4月16日 以降入所申込期間	令和7年3月1日（土）以降
申込方法	市ホームページから電子申請

申込み受付日	入所予定日	備考
1日～15日	翌月 1日	入所予定日が休所日の場合、 翌開所日から入所
16日～31日	翌月16日	

※令和7年3月1日（土）～31日（月）の申込は4月16日の入所予定となります。

※詳しい申込スケジュールは36ページをご確認ください。

<注意事項>

- （1） 随時受付については、先着順の受付・審査となります。同日に複数の申込みがあった場合は、その受付日の中で審査を行います。
- （2） 第1次及び第2次審査において、すでに定員に達している場合は入所保留となります。
- （3） 随時入所については、入所日前に個別に入所説明会を行います。場所や日時については入所決定後に入所予定の学童保育所から連絡します。

※第2次受付同様に随時受付は三鷹市ホームページから電子申請による申込みとなります。

詳細は11月頃から市ホームページに掲載します。

第2次受付及び随時受付の詳細はこちらから。

三鷹市トップページ→子育て・教育→学校・教育「学童保育所」→令和7年度学童保育所入所受付（第2次及び随時）について



保護者等の状況を確認する書類

※父、母及び18歳以上65歳未満の同居の学生以外の家族すべての方の書類が必要です。

※必要に応じて、追加書類もあわせて提出してください。

保護者の状況	必要書類
共通	転入予定者 ・転居先が分かる契約書等の写し (転居先の住所や契約者名・引渡予定日等が記載されている箇所)
就労	全 員 ・就労証明書 必ず勤務先で証明を受けてください。内容について勤務先に問い合わせる場合があります。 ※育児休業中でお申込みを行う場合は、令和6年8月末日までの復職予定日の記載が必要です。なお、復職後は1か月以内に「復職証明書」を提出してください。 ※令和7年4月1日以降、就労状況に変更がある場合は、変更後の就労状況についても併せて記載してください。 【追加書類A】 自営業主又は代表者の方 自営業を営んでいることが客観的に確認できる書類の写し（以下のいずれかの書類を提出してください。） ・確定申告書又は源泉徴収票（申込時点において最新のものの）、 登記事項証明書、個人事業の開業届、業務委託契約書、営業許可証 等 【追加書類B】 勤務時間が不規則な場合 ・シフト表など勤務等の実態が分かる書類の写し（直近1か月分） 【追加書類C】 保育士又は幼稚園教諭免許をお持ちの方が対象施設で勤務している場合 ・保育士証の写し ・幼稚園教諭免許状の写し 【追加書類D】 三鷹市内の介護施設で介護職として勤務している場合 ・介護福祉士登録証の写し ・介護職員初任者研修修了証の写し ・介護職員実務者研修修了証の写し

※就労の追加書類C及び追加書類Dは提出されることで学童保育所入所審査において優先度が上がる書類です。提出がない場合も不足書類とはしません。

保護者の状況	必要書類
疾病・障がいのある方	身体障害者手帳等をお持ちの方 提出いただく書類はございません。市外から転入予定で申し込む場合は手帳の写しをご提出ください。 ※入所申込書の勤務先・学校（学年）等の欄に等級をご記入ください。
	身体障害者手帳等をお持ちでない方 ・医師からの診断書（3か月以内のもの） ※家庭での育成に支障が生じている旨の記載が必要です。
看護・介護	全 員 ・看護・介護にあたっていること及びスケジュールが分かる書類の写し
	【追加書類A】 被看護者・被介護者が同一世帯でない場合 被看護者・被介護者が同一世帯で身体障害者手帳等をお持ちでない方 （以下のいずれかの書類を提出してください。） ・被看護者・被介護者の医師からの診断書（3か月以内のもの） ・身体障害者手帳等の写し ・介護保険被保険者証等の写し
	【追加書類B】 被看護者・被介護者が同一世帯で身体障害者手帳等をお持ちの方 提出いただく書類はございません。
就学・技能訓練	全 員 ・在学証明書又は合格通知書の写し ・授業カリキュラム（時間割表）が分かる書類の写し
求職	全 員 ・ハローワーク受付票の写し（ハローワークで発行）等 ※就労が決まった場合は速やかに就労（予定）証明書をご提出ください。 提出の時期によって基準指数が変更となる場合があります。 ※入所した日から3か月以内に就労を開始し、3か月以内に就労（予定）証明書を提出してください。

- 就労証明書は、保護者及び令和7年4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居している学生以外の親族で就労している方全員の証明書が必要です。必ず事業主の証明を受けてください。
- 入所保留等により、一定の期間を過ぎて入所が決定した場合には、あらためて保護者等の状況を確認する書類（就労証明書等）を提出していただく場合があります。
- 保護者の状況に変更があった場合は、速やかに必要書類（14及び15ページ）をご提出ください。
- 就労証明書等の記載内容について、発行先（証明先）に確認をする場合があります。
- 同一世帯で2名以上の児童の入所申込をする場合、「マイナンバー関係資料貼付用紙」及び「保護者の状況を確認する書類」については、どちらか一方は写し（コピー）の提出で構いません。「三鷹市学童保育所入所申込書（3枚複写のもの）」と「学童保育所入所申込みにおける確認書」は、児童全員分必要です。
- 勤務等の実態を把握するために、追加で書類の提出をお願いすることがあります。提出書類に不足や不備があると、不備の補正が完了するまで審査できませんので、ご注意ください。
また、指定した期間内に追加書類の提出がなく、審査ができない場合は入所不承認となります。
- 修正液等や消せるボールペン等を使用したものは受付できません。
- 障がいのある児童の申込みについては、18～21ページも合わせてご確認ください。

入所申込に必要な資料は、本入所案内に同封しているほか、三鷹市ホームページからダウンロードすることができます。

三鷹市トップページ→子育て・教育→学校・教育「学童保育所」



5 入所審査

1 入所要件の審査

申込書の記載事項、提出された証明書等の添付書類により、入所要件を満たしているかどうかの審査を行います。必要に応じて確認の連絡をする場合や追加で書類の提出をしていただく場合があります。

なお、申込書や添付書類の内容が実態と異なることが判明した場合は、退所又は入所取消しとなりますので、記載事項は十分確認のうえ申込みをお願いします。

また、兄弟姉妹分を含めて学童保育所育成料等の滞納がある場合、入所保留になりますのでご注意ください。なお、滞納の有無について確認したい場合は児童青少年課までお問い合わせください。

2 入所順位の審査

入所順位の審査は、「三鷹市学童保育所入所審査基準表」（29～31 ページ参照）に基づき、入所申込みの内容を指数化して、指数の高い順に入所を決定します。

入所要件の審査を経て、入所順位の審査の段階に至っても、学童保育所の定員を超えた場合は、入所保留となることがあります。入所保留の順番については、本入所順位の審査において決定します。

3 育成料等を滞納している場合の入所について

育成料等を滞納している場合は、入所審査の指数に関わらず入所保留とします。入所保留の対象となる方には下記の日程で通知を発送する予定ですので、ご確認ください。

【対象期間】令和6年9月利用分までの滞納（育成料及び延長育成料）

【対象者（滞納者）への通知】

令和5年度以前の利用分	8月中旬に発送済
令和6年度4月～6月の利用分	9月中旬に発送予定
令和6年度7月～9月の利用分	12月中旬に発送予定

※令和6年9月分の口座引落は、育成料：9月30日（月）・延長育成料：10月31日（木）となります。引落口座が残高不足とならないようご注意ください。

6 障がいのある児童の入所申込みについて

三鷹市では、障がい等があり特別な支援が必要な児童について、原則として各学童保育所につき2人を定員として入所を受け付けています。育成内容については、通常の学級に在籍する児童と同一の集団生活となり、特別なプログラム等はありませんのでこれになじむことのできる児童の受入れをしています。通所には原則として保護者等による送迎が必要となります。

※医療的ケアが必要な児童は、事前に児童青少年課までご相談ください。

1 入所できる児童

6 ページの「1 学童保育所に入所できる児童」に加えて、以下の要件をすべて満たす児童を対象に入所を受け付けています。

- (1) 学童保育所において他の児童との集団生活が可能な児童
- (2) 小学校第4学年以下であること。ただし、第4学年の児童については、第3学年において学童保育所に入所している児童
- (3) 自ら通所できるか、保護者又はこれに代わるべき方の送迎によって通所可能な児童
- (4) 以下ア～ウのいずれかに該当する児童
 - ア 特別支援学級及び特別支援学校に通学又は通学予定の児童
 - イ 「身体障害者手帳」又は「愛の手帳」の交付を受けている児童
 - ウ その他市長が特に必要と認める児童

2 定員

原則として各学童保育所2人まで

3 入所申込みに必要な書類

封筒に書類を入れてお申し込みください。(入所案内が封入されていた封筒もお使いいただけます。)

- (1) 三鷹市学童保育所入所申込書(3枚複写のもの)
※三鷹市ホームページからダウンロードする場合は1枚で可
- (2) マイナンバー関係資料貼付用紙
- (3) 保護者等の状況を確認する書類(14及び15ページ参照)
同居している保護者等(祖父母等同居している学生以外の親族を含む)全員分の書類が必要です。なお、令和6年4月1日時点で18歳未満及び満65歳以上の方は必要ありません(保護者を除く。)
- (4) 学童保育所入所申込みにおける確認書
- (5) 理解のための資料(A3両面のもの)

入所申込みに必要な資料は、本入所案内に同封しているほか、三鷹市ホームページからダウンロードすることができます。

三鷹市トップページ→子育て・教育→学校・教育「学童保育所」



4 受付期間等（4月1日入所）

期間		令和6年10月1日（火）～令和6年10月21日（月）
申込方法	郵送	申込期間中に児童青少年課あてに郵送してください。 ※10月21日（月）消印有効
いずれかの方法でお申込みください。	直接持参	学童保育所入所申込箱への投函 ＜設置場所＞ ・市役所本庁舎 4階 児童青少年課窓口（41番窓口） ＜設置時間＞ ・平日 午前8時30分～午後5時00分

※障がいのある児童の入所審査は、事前調査・体験入所を行う必要があるため、上記期間中にお申込みください。上記期間以外のお申込みとなる場合は個別に事前調査等を行うため、1か月程度の期間がかかります。必ず事前にご相談ください。

※上記期間以外のお申込みの場合は電子申請による申込みとなります。詳細は12ページの第2次受付をご確認ください。

5 入所審査の流れ（4月1日入所）

入所できる要件をすべて満たしていることを確認後、学童保育所で集団生活ができるかどうかの審査を行います。

なお、定員を超えた入所申込みがあった場合は、入所保留となる場合があります。

入所申込み（令和6年4月1日入所）

令和6年10月1日（火）～令和6年10月21日（月）

郵送等での申込みにご心配のある方は、申込み期間中に児童青少年課窓口設置の申込箱へ投函してください。

※本入所案内の記載事項を承諾いただいたうえでお申込みください。

※受付時に書類の不備があると不備の補正が完了するまで審査できませんので十分ご確認ください。

入所審査（調査・確認）

家庭において十分に育成できない（支援が受けられない）状況等の審査を行います。

入所審査会議

市担当者、学童保育所の放課後児童支援員等で構成した会議で入所の可否を審査します。育成料等の滞納がある場合は、入所保留になりますので、納付状況をご確認ください。

①事前調査（11月上旬～12月中旬頃）※新規申込み者対象

お子さんが在籍している施設（保育園・幼稚園・小学校等）に、放課後児童支援員がお子さんの様子を見学させていただき、また、問い合わせをさせていただきます。

②体験入所（12月中旬～1月中旬）※新規申込み者対象

親子での一日体験入所を通して、学童保育所を理解していただくとともに、学童保育所でもお子さんの様子等を見守らせていただき、保護者の方と一緒に入所が可能かどうか考えていきます。

③入所判定会議

事前調査や体験入所等を踏まえて、入所の可否及び入所学童保育所を審査します。

※申込み時点で学童保育所に入所している児童については、①と②は原則実施せず、学童保育所での様子を参考とします。

入所審査結果の発送

令和7年2月上旬



入所判定会議の結果（入所の可否）を通知します。

入所説明会

各学童保育所にて実施

令和7年3月1日（土）予定



入所

令和7年4月1日（火）からの入所となります。

7 入所承認期間

1 入所承認期間

入所承認期間は、入所日から年度末（令和8年3月31日まで）を限度とし、就労証明書等の提出書類により、原則として家庭において十分に児童の育成ができない状況が確認できる期間までです。

翌年度、引き続き入所を希望する場合は、あらためて申込みが必要になります。

第1次及び第2次受付の入所日は令和7年4月1日（火）になります。（育児休業中の方の入所日は復職する月の前月の1日からとなります。ただし、申込み後に育児休業期間の延長等があった場合で、復帰時期が未定となる場合は申込の辞退が必要です。復帰日決定後に復帰時期に合わせて再度お申込みください。）

2 入所後の変更事項について

入所後、入所申込み時に提出した書類等の内容に変更が生じた場合は、直ちに入所している学童保育所又は児童青少年課に必ず届け出てください。

家庭において十分に児童の育成ができない状況の理由に変更があった場合、入所要件の確認をする必要があるため、必ず、変更になった内容について必要書類を提出し、所定の手続きを行ってください。

※必要な書類の提出がない場合は、入所の継続ができなくなります。

保護者の状況が変更になった場合の提出書類一覧

変更内容	提出書類	備考
育児休業や休職から復職した場合	復職証明書	
同じ職場で勤務条件が変更となる場合	就労証明書	勤務時間が不規則な場合はシフト表など勤務の実態がわかる書類もご提出ください。（直近1か月分）
転職した場合（企業・団体・個人事業主等に雇われている人）	就労証明書	
転職した場合（自営業に変更）	①就労証明書 ②自営業を営んでいることが客観的に確認できる書類（開業届・委託契約書等）	
疾病・傷病になった場合	医師からの診断書（保護者が育成に当たれない状況が記載されているもの）	

変更内容	提出書類	備考
看護・介護になった場合	①看護・介護にあたっていること及びスケジュールがわかる書類の写し ②被看護者・被介護者の医師からの診断書	
就学・技能訓練になった場合	①在学証明書 ②授業カリキュラムがわかる書類の写し	
求職になった場合	ハローワーク受付票の写し（ハローワークで発行）等	求職となった日から3か月以内に就労を開始し、3か月以内に就労証明書を提出してください。
育児休業を取得する場合	退所届出書	育児休業が始まるまでにご提出ください。
退職等で学童保育所の入所要件（学童保育所入所案内6～7ページ）を満たさなくなった場合	退所届出書	

8 退所

次のいずれかに該当する場合は退所（又は入所承認取消し）となります。

- (1) 対象の児童及び保護者において定められた入所の要件を満たさなくなったとき
- (2) 入所申込内容に偽りがあったとき
- (3) 入所申込内容と実態が異なることが判明したとき
- (4) 正当な理由がなく出席日数が著しく少ないとき
(1か月の出席日数がおおむね8日未満となることが3か月以上続く場合等)
- (5) 正当な理由がなく育成料及び延長育成料を滞納したとき
(育成料及び延長育成料に滞納があり、催告にも応じない場合等)
- (6) 放課後児童支援員（学童指導員）の指示に従わず、他の学童の育成の妨げになると認められるとき

学童保育所での育成が不要になった場合や、入所の要件を欠くに至った場合は途中で退所いただきます。

退所する場合は、三鷹市ホームページから電子申請にて「三鷹市学童保育所退所届」を提出してください。退所日はさかのぼることができません。退所を希望する日までに退所届出書の提出（受理）がないかぎり、翌月の育成料等が発生しますのでご注意ください。なお、市内で転居する場合は、現在入所している学童保育所を退所し、転居先の住所に対応する学童保育所へ新たにお申込みください。

9 申込み取下げ・辞退

入所申込書の提出後に、入所申込みを取り下げる場合、又は入所を辞退する場合は、三鷹市ホームページから電子申請にて「三鷹市学童保育所入所（申込取下・辞退）届」を提出してください。

※入所保留されている方で入所申込みを取り下げる場合も同様となります。

あらためて入所を希望する理由が生じた場合は、入所申込み手続きを再度行ってください。

※電子申請は三鷹市ホームページから手続き可能です。

三鷹市トップページ→子育て・教育→学校・教育「学童保育所」
→学童保育所（各種申請）



10 学童保育所の利用にあたって

1 生活の基本的な流れ

【月～金曜日】		【土曜日・長期休業期間中等】	
下校	登所・連絡帳提出 読書 自由遊び など	8:00～8:30	延長育成
15:40	おやつ	8:30～9:00	登所・連絡帳提出 読書等
16:00	自由遊び・行事など	9:00	朝の会
16:45	帰りの会		自由遊び・学習など
17:00～18:00	降所	12:00	お弁当
18:00～19:00	延長育成	13:00	自由遊び・行事など
		【以下月～金曜日と同じ】	

※生活の流れについては、各学童保育所により若干の違いがありますので、詳細は「入所のしおり」等でご確認ください。

- 午後6時以降の降所（延長育成時）は、お迎えが必要です。
- 朝の延長育成は児童一人で登所できます。
- 降所時刻は30分単位です。

2 持ち物

- 連絡帳 ○着替え一式 ○置き傘 ○上履き
- お弁当（土曜日・長期休業期間中・学校給食のない日） ○学習道具等

持ち物には名前を必ずつけてください。

詳細は、各学童保育所で実施する入所説明会で説明します。

3 守っていただきたいこと

(1) 欠席等の連絡

欠席・早退・遅刻等の連絡は、必ず保護者の方の連絡をお願いします。
連絡方法は、各学童保育所の「入所のしおり」等で十分に確認してください。

(2) 早退について

学童保育は集団での生活を基本としています。児童が継続的に登所して様々な活動を行うことで生活のリズムが定着し、安定して過ごすことができます。各学童保育所においても、より子どもたちが充実した生活ができるよう、活動の工夫を図っていますので、ぜひ帰りの会まで出席し、学童保育所での生活が充実できるよう、ご家庭のご協力をお願いします。

(3) 登所中の一時外出

安全管理上、登所中の一時外出（習い事等）はできません。

(4) おやつについて

集団生活の中で、コミュニケーションを図りながらのおやつの時間となりますので、原則として、午後3時30分以前に降所する場合には、おやつの提供はありません（午後3時30分ちょうどに降所の場合にもおやつの提供はありません。）。また、衛生上の観点からも、おやつの持ち帰りはできませんのでご承知おきください。

※ここに記載されている内容のほか、各学童保育所で実施する入所説明会時に配布する「入所のしおり」の内容を十分ご確認ください。

4 災害時の対応について

三鷹市では、児童の生命を守り、安全を確保するため、「三鷹市学童保育所災害時行動マニュアル」を平成25年3月に策定し、適切な対応を行うこととしています。

開所中に災害が発生した際には、同マニュアルに従い、児童の安全確保を第一に行うとともに、保護者の方に確実に引渡しを行うことが重要になります。下記の内容について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

緊急時等の対応は、電子メールによる通知システムを活用しています。詳細は、入所説明会で説明しますので、入所日までに運用できるようにご準備をお願いいたします。

(1) 地震発生の場合

ア 登所前（学校の下校前）に地震が発生した場合

学校の対応を踏まえ、開所・閉所を判断します。学校が引き渡しを行う場合は、学校での引渡しとなります。

イ 学童保育所での育成中に地震が発生した場合

状況に応じてお迎えをお願いすることがあります。

震度5弱以上の場合は、学童保育所からの連絡がなくても保護者又は代理者のお迎えをお願いします。電話連絡ができない状況となることが想定されます。学童保育所では、同マニュアルに従い、保護者又は代理者への確実な引渡しを厳守し、児童の安全確保に努めますので、お迎えへのご協力をお願いします。

(2) 台風・大雨・大雪等の場合

ア 学校が保護者への引渡しを行う場合

地震発生の場合と同様に、学校での引渡しとなります。

イ 学校が集団下校させる場合

登所予定の児童は学童保育所に登所することとなりますが、状況に応じて、「通常の降所」か「集団での降所」か「お迎え」の対応を決定します。

ウ 学童保育所での育成中に、台風等の状況が悪化した場合

原則として育成を継続しますが、状況に応じて、お迎えをお願いすることがあります。地震発生の場合と同様、児童の安全確保に努めますので、お迎えへのご協力をお願いします。

(3) 警戒宣言発令時

学童保育所からの連絡がなくても保護者又は代理者のお迎えをお願いします。

災害発生時には、三鷹市と管理・運営を行っている指定管理者、そして各学童保育所の放課後児童支援員が連携を図り、児童の安全確保に努めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、入所説明会で配布する「入所のしおり」についてもご確認をお願いします。

1 1 学童保育所申込に関する Q&A

- 1 現在学童保育所に入所しているが次年度も入所を希望する場合、再度申込みは必要ですか？
⇒必要です。学童保育所の入所は単年度ごとの承認となるため、次年度以降も継続して入所を希望する場合は、改めて申込みしていただく必要があります。
なお、現在学童保育所に入所していても、次年度も必ず入所できるとは限りません。また、前年度と同じ学童保育所に入所できるとも限りません。
申込みの内容（保護者の就労日数・時間、児童の学年等）を指数化し、指数の高い順に入所児童を決定します。
- 2 現在育児休業を取得していますが、申込みは可能ですか？
⇒申込可能です。なお、育児休業中の場合で令和7年8月末日までに職場復帰が可能な場合のみ、第1次及び第2次受付において申込みが可能です。入所日は復職する月の前月の1日からとなります。なお、復職後は1か月以内に「復職証明書」の提出をお願いします。申込み後に育児休業期間の延長等があった場合で、復帰時期が未定となる場合は申込の辞退が必要です。復帰日決定後に復帰時期に合わせて再度お申込みください。
- 3 私立学校に通う予定ですが、申込みは可能ですか？
⇒申込可能です。申込学童保育所は、原則、お住いの住所地に対応する学童保育所としてください（「学童保育所区域一覧」33 及び 34 ページ参照）。なお、申込み時に受験等で進学先が確定していない場合は、確定後、児童青少年課までご連絡ください。
- 4 現在三鷹市外に住んでいますが、これから三鷹市へ引越し予定です。申込みは可能ですか？
⇒転居先が決定しており、住所が特定できれば申込可能です。申込の際に、転居先が分かる契約書等の写し（転居先の住所や契約者名・引渡予定日等が記載されている箇所）もご提出ください。
- 5 保護者の状況として、週3日以上又は、月12日以上で、その勤務時間が日中4時間以上かつ午後1時から午後6時の時間帯に3時間以上勤務すること（午後4時以降までの勤務が要件）という要件があるのはなぜですか？
⇒学童保育所は、保護者が就労・病気などの理由により家庭において十分に育成できない小学生を対象として、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした施設であり、主に『放課後』の居場所を提供するものです。そのため、当該要件を定めています。
- 6 住所の区域は〇〇小学学童保育所Aですが、現在〇〇小学学童保育所Bに入所しているので、次年度も〇〇小学学童保育所Bに入ることは可能ですか？
⇒お住まいの住所で申込できる学童保育所を定めていますので、「学童保育所区域一覧」（33 及び 34 ページ参照）に従い入所申込を行ってください。
- 7 年度の途中でA→BやB→A等、A B間等の異動は可能ですか？
⇒年度の途中での異動は出来ません。当該年度内は入所決定の学童保育所に通所となります。
- 8 夏休み等の学校休業期間中の入所は可能ですか？
⇒入所定員に空きがある場合は入所可能となります。入所できる日は13ページの「4 随時受付」の表に準ずる日となります。

●三鷹市学童保育所入所審査基準表

三鷹市学童保育所入所審査基準表について

入所審査基準表は、入所優先順位に関する基準です。

- 「基準指数」と「調整指数」を加算したものが入所指数です。入所指数の高い児童から優先的に入所承認を行います。

$$\boxed{\text{「基準指数」} + \text{「調整指数」} = \text{「入所指数」}}$$

- 同一世帯内の保護者間で基準指数が異なる場合は、指数の低い数値を「基準指数」とします。
- 「入所指数」が他の申請者と同一の場合は、「同一指数の場合の優先順位」に従い、審査を行います。

【基準指数】

- 入所要件が複数項目にわたる場合は、指数の高い数値を「基準指数」とします。
- 基準指数の細目の基準に満たない場合は、入所の要件を満たしていないものとします。
- 減算項目に該当のある方は基準指数に対して減算します。

(基準項目 1) ・就労時間の審査において、通勤時間及び残業時間は含みません。

- ・入所日以降に短時間勤務制度の利用予定がある場合は、制度利用時の就労時間で審査します。

(基準項目 4) ・「身体障害者手帳」：身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳

- ・「愛の手帳」：東京都愛の手帳交付要綱に基づき交付される愛の手帳
- ・「精神障害者保健福祉手帳」：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳

(基準項目 5) 要介護認定者とは、介護保険法に基づく要介護等認定のことを示し、認定期間がすでに過ぎているものはこれに含みません。

(同一指数の優先順位 5) 居宅（自宅）の他、同一敷地又は隣接敷地の建物内での就労の場合、自宅内の勤務とみなします。

三鷹市学童保育所入所審査基準表

1 基準指数

基準項目	保護者の状況			基準指数
	類型		細目	
1	就労	月間20日以上就労	ア 日中8時間以上の就労を常態	20
			イ 日中7時間以上8時間未満の就労を常態	19
			ウ 日中6時間以上7時間未満の就労を常態	18
			エ 日中5時間以上6時間未満の就労を常態	17
			オ 日中4時間以上5時間未満の就労を常態	16
		月間16日以上20日未満就労	カ 日中8時間以上の就労を常態	18
			キ 日中7時間以上8時間未満の就労を常態	17
			ク 日中6時間以上7時間未満の就労を常態	16
			ケ 日中5時間以上6時間未満の就労を常態	15
			コ 日中4時間以上5時間未満の就労を常態	14
		月間12日以上16日未満就労	サ 日中8時間以上の就労を常態	16
			シ 日中7時間以上8時間未満の就労を常態	15
			ス 日中6時間以上7時間未満の就労を常態	14
			セ 日中5時間以上6時間未満の就労を常態	13
			ソ 日中4時間以上5時間未満の就労を常態	12
2	不存在（不在）		ア 父親・母親が死亡、離別等で不存在	23
			イ 父親・母親が単身赴任等で不在	20
3	疾病等		ア 精神性疾患	20
			イ 長期入院	20
			ウ 自宅療養（常時病臥状態）	20
			エ 上記ア～ウ以外の療養等	12
4	障がい		ア 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度該当者、精神障害者保健福祉手帳1・2級	20
			イ 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度該当者、精神障害者保健福祉手帳3級	18
			ウ 身体障害者手帳4級	16
5	看護・介護	居宅外看護・介護	ア 日中6時間以上の居宅外看護・介護を常態	16
			イ 日中6時間未満の居宅外看護・介護を常態	12
		居宅内看護・介護	ウ 同居する要介護3・4・5認定に該当する者を常時介護	16
			エ 同居する上記ウ以外で居宅内介護を必要とする者を常時介護	12
6	災害		自身の家屋等が被害を受け、復旧のため育成にあたることができない場合	20
7	就学・技能訓練	月間20日以上就学	ア 日中8時間以上の就学を常態	18
			イ 日中7時間以上8時間未満の就学を常態	17
			ウ 日中6時間以上7時間未満の就学を常態	16
			エ 日中5時間以上6時間未満の就学を常態	15
			オ 日中4時間以上5時間未満の就学を常態	14
		月間16日以上20日未満就学	カ 日中8時間以上の就学を常態	16
			キ 日中7時間以上8時間未満の就学を常態	15
			ク 日中6時間以上7時間未満の就学を常態	14
			ケ 日中5時間以上6時間未満の就学を常態	13
			コ 日中4時間以上5時間未満の就学を常態	12
		月間12日以上16日未満就学	サ 日中8時間以上の就学を常態	14
			シ 日中7時間以上8時間未満の就学を常態	13
			ス 日中6時間以上7時間未満の就学を常態	12
			セ 日中5時間以上6時間未満の就学を常態	11
ソ 日中4時間以上5時間未満の就学を常態	10			
8	求職中		現に求職のため日中外出の常態にあるもの	10
9	その他		上記に掲げるものの他、明らかに保育に欠けると認められる場合	20

基準指数への減算項目

減算項目	適用	条件	指数
1	休職中	ア 復帰予定日が5/2から5/31までの場合	-1
		イ 復帰予定日が6/1から8/31までの場合	-2

2 調整指数

調整項目	適用	条件	調整指数
1	新学年	ア 第1学年	+3
		イ 第2学年	+1
		ウ 第3学年	0
		エ 第4学年（障がいのある児童のみ）	0

3 同一指数の場合の優先順位

1	学年の低い児童
2	両親不存在家庭またはひとり親家庭
3	保護者が保育士資格または幼稚園教諭免許を持ち、対象保育施設※1において幼児保育・教育に従事している者 対象施設の優先は①・②の順とする。
4	保護者が該当資格※2を持ち、三鷹市内の介護施設※3において介護に従事している者
5	保護者が自宅外で就労・就学している者
6	育成の必要な日数が多い児童
7	その他（児童の状況・保護者の就労状況等を考慮して総合的に判断）

※1 対象保育施設

①認可保育所、認定こども園、特定地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育・家庭的保育〈国制度〉・居宅訪問型保育）、地方単独保育施策（認証保育所、家庭的保育〈都制度〉等）、企業主導型保育事業
②認可幼稚園

※2 該当資格

介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者

※3 介護施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、訪問介護、通所介護（デイケア、デイサービス）、共同生活介護（グループホーム）等介護サービスを行っている施設

●学童保育所一覧

学童保育所名	定員 (人)	所在地	電話番号
一小学童保育所 A	70	新川 3-21-2	0422 (45) 3688
一小学童保育所 B	50	新川 6-4-16	0422 (44) 4406
一小学童保育所 C (仮称) 【新設】	60	新川 6-4-19 (予定)	未定
二小学童保育所 A	70	野崎 3-19-1	0422 (31) 3868
二小学童保育所 B	70	野崎 3-12-18	0422 (32) 4140
三小学童保育所 A	65	上連雀 4-12-33	0422 (44) 5123
三小学童保育所 B	65	上連雀 4-12-33	0422 (44) 5216
三小学童保育所 C	40	下連雀 3-20-13	0422 (46) 3530
三小学童保育所 D	40	下連雀 3-20-13	0422 (46) 3550
四小学童保育所 A	70	下連雀 1-25-2	0422 (48) 9547
四小学童保育所 B	40	下連雀 1-25-2	0422 (48) 9547
五小学童保育所 A	48	井の頭 2-21-18	0422 (47) 8572
五小学童保育所 B	48	井の頭 2-21-18	0422 (47) 8573
六小学童保育所 A	60	下連雀 6-13-1	0422 (47) 0230
六小学童保育所 B	60	下連雀 6-13-1	0422 (47) 0024
七小学童保育所 A	50	上連雀 7-7-7	0422 (46) 5278
七小学童保育所 B	50	上連雀 7-7-7	0422 (76) 3506
大沢台小学童保育所	50	大沢 2-9-3	0422 (32) 8505
高山小学童保育所 A	60	牟礼 4-3-16	0422 (46) 2088
高山小学童保育所 B	60	牟礼 4-3-16	0422 (47) 1674
高山小学童保育所 C	65	牟礼 3-10-24	0422 (45) 6070
高山小学童保育所 D	65	牟礼 3-10-24	0422 (44) 1880
南浦小学童保育所 A	60	下連雀 9-6-28	0422 (47) 8566
南浦小学童保育所 B	60	下連雀 9-6-28	0422 (49) 8731
中原小学童保育所 A	48	中原 2-12-13	0422 (47) 8951
中原小学童保育所 B	55	中原 2-12-13	0422 (71) 7231
北野小学童保育所 A	50	北野 3-1-5	0422 (46) 0961
北野小学童保育所 B	50	北野 3-1-5	0422 (46) 1510
井口小学童保育所 A	50	井口 3-7-64	0422 (31) 0377
井口小学童保育所 B	50	井口 3-7-64	0422 (31) 6680
東台小学童保育所 A	55	中原 2-17-37	0422 (46) 8004
東台小学童保育所 B	55	中原 2-17-37	0422 (46) 9220
羽沢小学童保育所	50	大沢 4-9-1	0422 (31) 8152
連雀学園学童保育所	70	下連雀 7-10-15	0422 (42) 2127
下連雀こでまり学童保育所	40	下連雀 5-1-1	0422 (29) 9921

※ A・B等への入所については、原則として住所により決定します。

※入所申込の状況によって、学校等と連携し、『分室』を整備する場合があります。

【参考:令和6年度に分室を開設している学童保育所】

五小学童保育所、六小学童保育所、大沢台小学童保育所、中原小学童保育所、北野小学童保育所、
東台小学童保育所、羽沢小学童保育所、二小学童保育所及び井口小学童保育所(第二中学校に設置)

※塗りつぶしのある学童保育所は前年度より変更のあった区域です。

●学童保育所区域一覧

学童保育所名	区 域	
一小学童保育所 A	新川	二丁目(全) (12番5号を除く)
		三丁目2～12番・13番(11～15号、27～29号)・16番(15～25号)、17～21番
		四丁目18～24番・25番新川・島屋敷通り団地1～4・8～10号棟
		五丁目1～5番・6番新川・島屋敷通り団地(18～20号棟を除く)・17・18番
		六丁目6番(1～4号、20～31号)・7～21番・23番 ※東八道路より南側の区域
一小学童保育所 B	牟礼	六丁目25番
	新川	七丁目(全)
		二丁目12番5号 三丁目1番・13番(5・8・43号)・14～15番・16番(27号) ※東八道路より北側の区域
一小学童保育所 C (仮称)	下連雀	五丁目2～4番 八丁目3番
	新川	六丁目1～5番・6番(7～19号)、24番～27番、29番(1～8号、22～24号)・38番(21号～24号)
		※東八道路より北側の区域
二小学童保育所 A	大沢	三丁目10番20・30号・11番・12番
	井口	四丁目7番(1～4・25・26号)・8～21番
	深大寺	二丁目1～18・21～44番
		三丁目8～13番・15番(6～11号)・16番(1～3号)・18番(14～20号)・22番(10～17号)
二小学童保育所 B	野崎	三丁目8～9番・11～12番・14番・15番(1～6号)・16～29番
	上連雀	九丁目19～21・24～38・41～43番
	野崎	一丁目14番・16番(1・2・19～22号)・17～24番
		二丁目(全) 三丁目1～7番・10番・13番・15番(7～13号)
三小学童保育所 A	上連雀	井口 二丁目(全)
		一丁目(全)
		二丁目(全)
		三丁目(全) 四丁目26～27番
三小学童保育所 B	上連雀	四丁目1～18番
三小学童保育所 C	下連雀	四丁目11・12・15～22番
三小学童保育所 D	下連雀	三丁目31～33番、37番(9～25号)、38～42番
四小学童保育所 A	下連雀	三丁目15～30番、34～36番、37番(1～8号、28～41号)43～45番
		一丁目2～9番、10～11番・27～29番
		二丁目6～9番、15～21番
		三丁目5～14番 四丁目1～10・13・14番
四小学童保育所 B	下連雀	一丁目12～26番・30～35番
		二丁目1～5番・10～14番・22～29番
		三丁目1～4番
五小学童保育所 A	井の頭	一丁目(全)
五小学童保育所 B	井の頭	二丁目(全)
		三丁目(全)
五小学童保育所 A 分室	井の頭	四丁目(全)
		五丁目(全)
六小学童保育所 A	下連雀	五丁目5～9番
		六丁目(全)
		七丁目1～3番
		九丁目1番
六小学童保育所 B	下連雀	八丁目1・2・4～10番
	新川	六丁目22・28番・29番(9～21号)・30～34番・35番(1～16[B]・29～34号)・37番(26～34号)・38番(1～18号)
		六丁目(全)
七小学童保育所 A	上連雀	七丁目1～7番、9～25番、29～33番
		八丁目18番
		九丁目1番、15番、22番、23番、39番、40番
七小学童保育所 B	上連雀	四丁目19～25番
		五丁目(全) 七丁目8番、26～28番

学童保育所名	区 域	
大沢台小学童保育所	大沢	二丁目 1～19・21番 三丁目 (10番20・30号・11番・12番を除く) 六丁目 (全)
大沢台小学童保育所分室	野崎	四丁目 (全)
	大沢	一丁目 1・2・11～13番・14番 (1～17・19～24号)・15番 (1～5・18～22号)
高山小学童保育所 A	下連雀	五丁目 1番5～16号
	牟礼	六丁目12番、19～22番、23番8号
高山小学童保育所 B	牟礼	四丁目 (全) 六丁目 2番、13～18番
高山小学童保育所 C	牟礼	五丁目9番～14番 六丁目 1番、3～11番、23番1～7・9号、24番
高山小学童保育所 D	牟礼	二丁目 1～12番・14番三鷹台団地12～16号棟・14番 1～31号 三丁目 (全)
南浦小学童保育所 A	上連雀	八丁目 1～17番・19～27番 九丁目 2～14・16～18番
	野崎	一丁目 1～13番・15番・16番 (3～18号)
南浦小学童保育所 B	下連雀	九丁目 2～5・9～11番
	新川	六丁目35番 (16[A]～28号・36番・37番 (1～25号))
中原小学童保育所 A	新川	四丁目 9番～17番、25番新川・島屋敷通り団地11～16号棟 五丁目 6番新川・島屋敷通り団地18～20号棟・7～16番
	中原	二丁目12番
		三丁目 (全)
		四丁目17番 (7～19号[中央自動車道の北側])・35・36番
中原小学童保育所 B	新川	一丁目 (全) 四丁目 1～8
	中原	二丁目 1・10・11・13番
		一丁目 (全)
北野小学童保育所 A	牟礼	二丁目13番・14番三鷹台団地 1～11号棟・15～18番 五丁目 1～8番
	北野	二丁目 1～4番・6番
		一丁目 (全)
北野小学童保育所 B	北野	二丁目 5番
		三丁目 (全)
		四丁目 (全)
		一丁目 (全)
井口小学童保育所 A	井口	一丁目 (全) 三丁目 1～14番
	深大寺	二丁目19・20番
		三丁目15～19番
井口小学童保育所 B	井口	四丁目 1～6番・7番 (5～24号) 五丁目 (全)
		一丁目 (全域)
		三丁目 1～7・14番・15番 (1～5号)・16番 (4～23号)・17番・18番 (1～13・21～28号)・19～21番・22番 (1～9・18号)
	深大寺	二丁目 2～9・14～25番
東台小学童保育所 A	中原	四丁目 1～16番・17番 (都営 1・2号棟・21～41号[中央自動車道の南側])・18～34番
東台小学童保育所 B	中原	一丁目 (全)
羽沢小学童保育所	大沢	四丁目 (全)
羽沢小学童保育所分室	大沢	一丁目 3～10番・14番 (8～18号)・15番 (6～17号)・16～18番
		二丁目20番
		五丁目 (全)
連雀学園学童保育所 (六小学区) (南浦小学区)	下連雀	七丁目 4～17番
		九丁目 6～8番
下連雀こでまり学童保育所 (一小学区)	下連雀	五丁目 1番 1号

【指定校変更をしている場合】

指定校変更先	本来の学区		通所する学童保育所
第三小学校	第七小学校	➡	三小学童保育所 A
	第六小学校	➡	三小学童保育所 B
	第四小学校	➡	三小学童保育所 C
第五小学校	高山小学校（牟礼 1・2 丁目）	➡	五小学童保育所 A
	高山小学校（牟礼 3 丁目）	➡	五小学童保育所 B
	高山小学校（牟礼 4 丁目）	➡	五小学童保育所 A 分室
第六小学校	第四小学校	➡	六小学童保育所 A
	高山小学校		
	第一小学校	➡	六小学童保育所 B
	第三小学校 第七小学校 南浦小学校	➡	連雀学園学童保育所
高山小学校	第一小学校	➡	高山小学童保育所 A
	第四小学校	➡	高山小学童保育所 B
	第六小学校	➡	高山小学童保育所 C
	第五小学校	➡	高山小学童保育所 D
南浦小学校	北野小学校	➡	
	第二小学校	➡	南浦小学童保育所 A
	第六小学校（新川六丁目） 調布市	➡	南浦小学童保育所 B
	第三小学校 第四小学校 第六小学校（新川六丁目以外） 第七小学校	➡	連雀学園学童保育所

※表に記載のない場合は住所地に近い区域の学童保育所となります。

令和7年度 随時受付(2/1以降)における申込期間

入所予定日	申込期間
4 月 1 日	2 月 1 日 (土) ～ 2 月 28 日 (金)
4 月 16 日	3 月 1 日 (土) ～ 3 月 31 日 (月)
5 月 1 日	4 月 1 日 (火) ～ 4 月 15 日 (火)
5 月 16 日	4 月 16 日 (水) ～ 4 月 30 日 (水)
6 月 1 日	5 月 1 日 (木) ～ 5 月 15 日 (木)
6 月 16 日	5 月 16 日 (金) ～ 5 月 31 日 (土)
7 月 1 日	6 月 1 日 (日) ～ 6 月 15 日 (日)
7 月 16 日	6 月 16 日 (月) ～ 6 月 30 日 (月)
8 月 1 日	7 月 1 日 (火) ～ 7 月 15 日 (火)
8 月 16 日	7 月 16 日 (水) ～ 7 月 31 日 (木)
9 月 1 日	8 月 1 日 (金) ～ 8 月 15 日 (金)
9 月 16 日	8 月 16 日 (土) ～ 8 月 31 日 (日)
10 月 1 日	9 月 1 日 (月) ～ 9 月 15 日 (月)
10 月 16 日	9 月 16 日 (火) ～ 9 月 30 日 (火)
11 月 1 日	10 月 1 日 (水) ～ 10 月 15 日 (水)
11 月 16 日	10 月 16 日 (木) ～ 10 月 31 日 (金)
12 月 1 日	11 月 1 日 (土) ～ 11 月 15 日 (土)
12 月 16 日	11 月 16 日 (日) ～ 11 月 30 日 (日)
1 月 1 日	12 月 1 日 (月) ～ 12 月 15 日 (月)
1 月 16 日	12 月 16 日 (火) ～ 12 月 31 日 (水)
2 月 1 日	1 月 1 日 (木) ～ 1 月 15 日 (木)
2 月 16 日	1 月 16 日 (金) ～ 1 月 31 日 (土)
3 月 1 日	2 月 1 日 (日) ～ 2 月 15 日 (日)
3 月 16 日	2 月 16 日 (月) ～ 2 月 28 日 (土)

※入所予定日が休所日の場合、翌開所日から入所となります。

※障がいのある児童の随時受付については、19ページをご確認ください。

◀MEMO▶

■ 三鷹子ども憲章 ■

わたしたちは、三鷹の子どもたちが、未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として、この憲章を定めます。

1 みんなでつくる 三鷹の未来

わたしたちは、子どもの個性と人権が守られ、笑顔があふれる明るいまち三鷹をつくっていきます。

2 たすけあい いじめをなくそう 勇気を出して

わたしたちは、いつも思いやりの心をもって助けあい、勇気を出していじめや暴力をなくしていきます。

3 かんがえて 行動しよう マナーとルール

わたしたちは、社会の一員としてマナーを身につけ、ルールを守り、お互いに気持ちよく過ごせるよう考えて行動していきます。

4 のこそう自然 三鷹らしさを いつまでも

わたしたちは、郷土三鷹を愛し、三鷹らしい自然環境と地域の伝統・文化を次の世代に伝えていきます。

5 こまったら 相談しよう まわりの人に

わたしたちは、困ったときは、家族や友だち、先生など、まわりの人に相談できるよう、ふれあう機会を大事にしています。

6 どの人も あいさつかわす まちにしよう

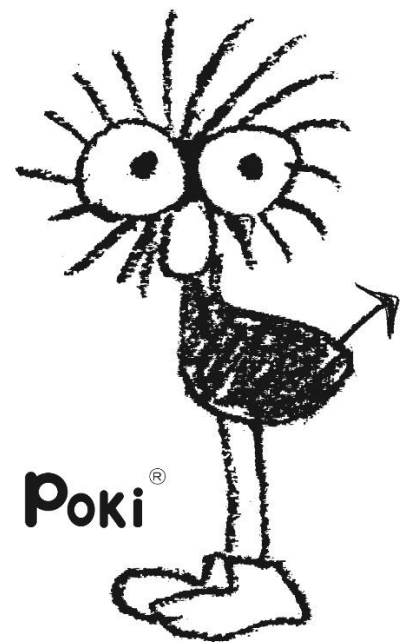
わたしたちは、だれもが感謝の気持ちをもって、お互いに笑顔であいさつをかわせるまちにしています。

7 もっている みんなのいのち 大切に

わたしたちは、心も体もすこやかにたもち、だれにもひとつしかない大切ないのちをみんなで守っていきます。

※本文の一字一字をつなげると「みたかのこども」になります。

(平成 20 年 6 月 25 日議決)



© 2001 スタジオジブリ

お問い合わせ先

三鷹市子ども政策部児童青少年課

0422 (29) 9671